

神戸市船舶給水条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第68号

神戸市船舶給水条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市船舶給水条例施行規則（昭和36年 4 月規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(施行細目の委任)			(施行細目の委任)		
第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、 <u>主管局長</u> が定める。			第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、 <u>港湾局長</u> が定める。		
別表第 2 （第 8 条関係）			別表第 2 （第 8 条関係）		
自動販売機の設置場所	1 回の給水量	給水 1 回当たりの料金	自動販売機の設置場所	1 回の給水量	給水 1 回当たりの料金
[略]	214 リットル	100円	[略]	455 リットル	200円
(2) 神戸市兵庫区兵庫ふ頭西			(2) 神戸市兵庫区兵庫ふ頭西		

基部			基部		
			(3) 神戸市長田 区長田港岸壁		

様式第 1 号中

「フリガナ氏（法人にあつては、名称及び代表者名）」を「フリガナ氏（法人にあつては、名称及び代表者名）」に

改める。

様式第 2 号中

「住所氏名」を「住所氏名」に、

「※上記器具を借用しました。氏名」を「※上記器具を借用しました。氏名」に

改める。

様式第 3 号中

「住所氏名」を「住所氏名」に

改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。
（規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正）
- 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和 3 年 3 月規則第 53 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
規則名	条項又は様式番号	規則名	条項又は様式番号
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和40年5月規則第31号）	様式第5号	神戸市船舶給水条例施行規則（昭和36年4月規則第11号）	様式第1号
	様式第6号		様式第2号
			様式第3号
	様式第7号	神戸市宅地造成等規制法施行細則（昭和37年3月規則第81号）	様式第2号
	様式第8号		様式第3号
様式第13号	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和40年5月規則第31号）	様式第4号	
		様式第6号	
		様式第7号	

	様式第14号		様式第8号
			様式第13号
	様式第18号		様式第14号
			様式第18号
	様式第19号		様式第19号
	様式第20号		様式第20号
[略]		[略]	